

質疑回答書

件名:三重県立看護大学で使用する電気

	質疑	回答
1	参加申請書及び落札後提出書類は郵送での提出でよろしいでしょうか。	郵送による提出も可能です。
2	入札書に記載する日付を教えてください。	入札参加資格確認結果通知を受け取った日から入札書を郵送する日までの間のいずれかの日付としてください。
3	内訳書を添付する必要はありますか。必要の場合、 ・内訳書に押印は必要ですか。 ・内訳書添付方法に指定はありますか。(ホチキス留め、割印など)	入札書に別紙様式「入札金額明細書」を添付してください。 押印は不要です。また、添付方法に指定はありません。
4	入札書を送付する封筒作成方法に規定はありますか。(郵送、立会入札の場合のみ)	調達説明書参照。
5	内訳書で使用する単価(基本料金単価、従量料金単価)は税込みでよろしいでしょうか。	調達説明書参照。
6	基本料金積算時に力率割引及び割増を考慮しますか。考慮する場合、力率99%として考慮することによってよろしいでしょうか。	入札金額明細書参照。
7	以下の端数処理について、指定があれば教えてください。(切捨て、切上げ、四捨五入、小数点〇位まで記入等) ・基本料金と従量料金の端数処理 ・月合計の端数処理	ありません。
8	入札金額明細書に託送料金を記載する欄がありますが、弊社は記載いたしません。斜線での対応でよろしいでしょうか。また、太陽光発電促進賦課金の記入欄もごさいますが、2014年9月より再生可能エネルギー促進賦課金に統合されていますので、欄の削除をしてよろしいでしょうか。	構いません。
9	旧一般電気事業者からの供給時の契約種別(料金メニュー:ビル等の業務用か、工場等の産業用か)を教えてください。	仕様書参照。
10	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	現時点で予定はありません。
11	契約電力が、現在と今回(今回の供給開始時)で変更になる施設がありましたら、現在の契約電力を教えてください。	ありません。

12	<p>「自家発補給電力」の契約がある場合は、以下の内容を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力(kW)を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量(kWh) 	ありません。
13	融雪用電力の契約はございますか。	ありません。
14	旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。	原則として、入札時に提示された金額に基づき契約(履行)していただきます。 なお、法制度改正によって、契約内容への影響が不可避な内容については、変更協議をすることになります。
15	契約途中で消費税が増税となった場合、増税を加味した変更契約の締結について協議に応じていただくことは可能でしょうか。	消費税率及び地方消費税率が改正された場合は、変更契約の協議を行います。
16	入札対象施設の現供給者を教えてください。	株式会社丸紅です。
17	現供給者が旧一般電気事業者の場合、開札から供給開始までの日数により切替が間に合わない場合がございます。該当地域の旧一般電気事業者(ネットワークサービスセンター)と事前検討をされ、開札以降に切替手続きをしても間に合うとの確約をいただいておりますでしょうか。	現供給者は、旧一般電気事業者ではありません。
18	請求書を郵送でなく、WEBからのダウンロード(郵送の請求書と同じ書面・印有)にしていただくことは可能でしょうか。	WEB請求書によるお支払はできません。 法人名、代表者(職名・氏名)の記名及び代表者印を押印のうえ、紙の請求書により請求してください。
19	毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードのみとなりますが、よろしいでしょうか。	構いません。
20	(計量日)条文を以下に変更または追加していただくことは可能でしょうか。またはその協議に応じていただくことは可能でしょうか。 『計量日は毎月1日午前0:00に行う。』	落札者との協議により決定します。
21	(支払日)支払期日まで長期間ありますが、支払期日について協議に応じていただくことは可能でしょうか。	落札者との協議により決定します。
22	(権利義務の譲渡)条文を以下に変更または追加していただくか、またはその協議に応じていただくことは可能でしょうか。 『ただし、予め書面により甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこのかぎりではない。』 また、変更・追加不可の場合に覚書・協議書等での対応は可能でしょうか。	落札者との協議により決定します。